

平成29年4月から

私立大学の受託研究における非課税措置の要件が大幅に緩和されました

私立大学が行う受託研究は、これまで一定の要件を満たさない限りは課税扱いとされていました。平成29年度の税制改正により、要件が大幅に緩和され、「非課税」とほぼ同等の扱いになりました。

非課税となる受託研究の要件 ※ 受託研究に係る契約又は協定において、以下の旨を定めることが必要です

【平成29年3月まで】

① 当該研究成果の公表

及び

② 実施期間が3か月以上

【平成29年4月以降】

当該研究の成果の一部又は全部が大学に帰属する研究であること

又は 当該研究成果を公表すること

要件撤廃

知的財産権だけではなく、研究データの一部も該当します

大学や研究者自身のwebサイトでの研究成果の公表は認められますが、twitterやブログでの公表は認められませんので注意が必要です

民間企業等との受託研究契約で知的財産権の関係から研究成果の公表要件が足かせとなっていたが、要件緩和により解消されます

平成29年4月以降、非課税措置の大幅な要件緩和により、これまで非課税措置が受けられなかった以下のようなケースでも新たな要件を満たす場合には、非課税措置を受けられるようになります。

■ 研究成果の公表の要件を満たすことができず非課税措置を受けられなかったケース

【例】

case 1

研究開発法人は独自の約款を持っていることが多く、「原則として公表」という契約書の雛形の変更の相談に応じてもらうことができず、研究成果の公表に係る要件を満たせず課税対象となった。

case 2

企業のオープンクローズ戦略により、研究成果の秘匿が想定されており、成果の公表を前提とした契約締結ができない(契約締結のために長期間にわたる契約交渉が必要となる)。

case 3

国外企業は、知的財産の取り扱いがより厳密であり、成果の公表について制限を課せられる。

■ 実施期間の要件を満たすことができず非課税措置を受けられなかったケース

【例】

case 4

実質的に長期間の受託研究であるにもかかわらず、会計年度をまたがることとなった初年度が3か月未満の契約となってしまうことがあり、初年度のみ課税対象とされるケースがある。その結果、実際には収益がほとんど見込めないものにもかかわらず、その差額を税務申告上の「収益」として捉えられ、課税されることがある。

case 5

以前から同一テーマで継続している案件を相手方の決裁の都合等で別契約にしているケースがあることにより、契約書上3か月未満となり、結果的に契約書の外形要件のみで課税対象となってしまう。

「新たな要件に適合する契約又は協定における記載例」(平成29年6月15日付文部科学省「事務連絡」より抜粋)

※受託研究に係る契約又は協定における記載事項は、個別の受託研究の状況等により異なります。

「当該研究の成果の一部又は全部が大学に帰属する旨が定められている」という要件について

*「甲」=学校法人、「乙」=委託者(研究開発法人、企業等)

1. 要件を満たすと判断される契約又は協定の例

※下記のうちいずれか一つでも定められている場合は要件を満たすと判断されます

- ①本研究の結果生じた知的財産権は甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。
- ②本研究に基づき、甲の研究担当者が単独でした発明等に係る知的財産権は、甲の単独保有とし、乙の研究担当者が単独でした発明等に係る知的財産権は、乙の単独保有とする。この場合、当該発明等に係る知的財産権のうち、権利化のために出願又は申請をする必要があるものについては、出願又は申請の前にあらかじめ相手方の書面による同意を得るものとする。
- ③本研究成果のうち、甲及び乙の研究担当者が共同でなした発明等に係る知的財産権は、甲乙の共有とする。
- ④本受託研究を実施することにより得られる知的所有権は甲乙の共有とし、持分は均等とする。
- ⑤甲がなした本研究の知的財産権以外の研究成果は、甲に単独で帰属するものとする。
- ⑥本研究の成果のうち、知的財産権に該当しない技術的成果は、甲乙の共有とする。甲及び乙は、その持分について、甲乙協議の上、決定する。
- ⑦乙は、研究成果に係る知的財産権を甲から譲り受けないものとする。ただし、甲が当該知的財産権を放棄する場合は、この限りでない。
- ⑧乙は、甲が産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第19条第1項各号に掲げる全ての事項を遵守することを条件に、甲に所属する研究者等が本委託研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権(全部又は一部の持分であることを問わない。)を甲から譲り受けないことができる。等

2. 条件つきで要件を満たすと判断される契約又は協定の例

※下記の場合であっても、覚書・同意書等において成果が明らかにされている場合は、要件を満たすと判断されます

- ①本研究の結果生じた知的財産権は、その帰属及び取扱いについて、甲乙協議の上、書面にて定めるものとする。
- ②甲及び乙は、本研究の成果にかかる知的財産権を、原則として甲乙の共有とし、その持分については別途その都度甲乙協議して定めるものとする。
- ③本研究の成果に係る知的財産権について、相手方の承諾を得たものについては、相手方の承諾を得た、甲又は乙に帰属するものとする。 等

3. 要件を満たさないと判断される契約又は協定の例

- ①本受託研究の結果生じた知的財産権及び知的財産権以外の研究成果は乙又は乙に属する研究担当者に帰属するものとする。
- ②甲は、乙に対し、成果物に係る甲の知的財産権を、成果物の引渡し時にすべて乙に譲渡するものとする。 等

上記の詳細については、「私立大学が行う受託研究に係る法人税の非課税措置に関する税制改正を踏まえた受託研究に係る契約又は協定の例等について(周知)」(平成29年6月15日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課事務連絡)を必ずご確認ください。

【問い合わせ先】 文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係 03-5253-4111(内線2532)

「受託研究」とは

民間企業等から委託された研究テーマに基づき、大学教員が研究を実施し、成果を委託者(民間企業等)に報告するものです

